

議 員 協 議 会

令和 8 年 2 月 24 日
委 員 会 室

1 開 会

2 理事者報告

- (1) 西脇市における水道水中の有機フッ素化合物（P F O S 及び P F O A）について

3 協議事項

- (1) 第 113回 3 月定例会の運営等について
議会運営委員会委員長報告

- (2) その他

4 その他

令和8年2月24日

議員各位

議会運営委員長

令和8年2月17日議会運営委員会の概要について（報告）

去る2月17日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第113回市議会定例会の運営等について

ア 定例会の日程等について

（ア）日程

2月24日（火）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第1日）

《本会議終了後、資料請求等調整会》

25日（水）正午 施政方針・議案質疑通告締切

3月3日（火）午前10時00分～ 本会議（第2日）

4日（水）午前10時00分～ 本会議（第3日）

《本会議終了後、予算常任委員会質疑事項打合せ。第3日を使用しない場合は、午前9時30分から》

5日（木）午前9時30分～ 文教民生常任委員会

6日（金）午前9時30分～ 総務産業常任委員会

9日（月）午前9時30分～ 予算常任委員会

10日（火）午前9時30分～ 予算常任委員会

12日（木）午前9時30分～ 予算常任委員会

13日（金）委員会予備日

正午 一般質問通告締切

17日（火）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

24日（火）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第4日）

25日（水）午前10時00分～ 本会議（第5日）

26日（木）予備日

27日（金）午前9時30分～ 議会運営委員会

（イ）会期

2月24日（火）から3月26日（木）までの31日間

（ウ）会議録署名議員

第1日 1番 馬場 智大 議員 15番 林 晴信 議員

第2日	2番	藤本 留実 議員	14番	浅田 康子 議員
第3日	3番	巽 泰 議員	13番	高瀬 洋 議員
第4日	4番	長谷川智春 議員	11番	吉井 敏恭 議員
第5日	5番	藤原 秀樹 議員	10番	高瀬 弘行 議員

イ 西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

➡ 本会議第1日に議会運営委員会委員長から提案説明 → 質疑 → 討論 → 採決

ウ 一般質問

馬場議員から参考資料の公開に当たり、QRコード使用の申出あり

➡ 議長許可

➡ 議会運営委員会 了承

(当日、問題等が生じた場合は、議長采配で議事進行し、定例会終了後の議会運営委員会で取扱い等を議論)

議事日程（第 113回西脇市議会定例会第 1 日）

令和 8 年 2 月 24 日
午前 10 時 開 会

日程	議案番号	件 名	提出者
第 1	—	会議録署名議員の指名について	—
第 2	—	会期の決定について	—
第 3	—	施政方針	市 長
第 4	議案第 3 号	西脇市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	〃
	議案第 4 号	農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
	議案第 5 号	西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 6 号	西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 7 号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 8 号	西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 9 号	西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 10 号	西脇市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 11 号	西脇市下水道条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 12 号	西脇市立西脇病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 13 号	西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第 14 号	西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 5	議案第 15 号	令和 7 年度西脇市一般会計補正予算（第 8 号）	〃

第 5	議案第16号	令和7年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	市 長
	議案第17号	令和7年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第3号）	〃
	議案第18号	令和7年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第5号）	〃
	議案第19号	令和7年度西脇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	〃
	議案第20号	令和7年度西脇市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）	〃
	議案第21号	令和7年度西脇市水道事業会計補正予算（第4号）	〃
	議案第22号	令和7年度西脇市下水道事業会計補正予算（第3号）	〃
	議案第23号	令和7年度西脇市病院事業会計補正予算（第3号）	〃
	議案第24号	令和8年度西脇市一般会計予算	〃
	第 6	議案第25号	令和8年度西脇市国民健康保険特別会計予算
議案第26号		令和8年度西脇市立学校給食センター特別会計予算	〃
議案第27号		令和8年度西脇市老人保健施設特別会計予算	〃
議案第28号		令和8年度西脇市公営墓地特別会計予算	〃
議案第29号		令和8年度西脇市介護保険特別会計予算	〃
議案第30号		令和8年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計予算	〃
議案第31号		令和8年度西脇市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第32号		令和8年度西脇市太陽光発電事業特別会計予算	〃
議案第33号		令和8年度西脇市水道事業会計予算	〃
議案第34号		令和8年度西脇市下水道事業会計予算	〃
第 7	議案第35号	令和8年度西脇市病院事業会計予算	〃
第 8	議案第36号	西脇多可行政事務組合規約の変更について	〃
	委員会提出 議案第1号	西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	議会運営 委員長

西脇市議会議長 村 岡 栄 紀

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第 121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和 8 年 3 月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長	藤 原 良 規
教 育 長	遠 藤 一 博
技 監	小 倉 正 大
市 長 公 室 長	早 崎 育 子
都 市 経 営 部 長	渡 辺 和 樹
総 務 部 長	藤 井 隆 弘
福 祉 部 長	村 井 真 紀
くらし安心部長	萩 原 靖 久
産業活力再生部長	戸 田 雅 人
建設水道部長	伊 藤 和 英
西脇病院事務局長	上 田 哲 也
教育管理部長	依 藤 嘉 久
教育創造部長	足 立 英 則

事 務 報 告

令和8年1月26日（第112回西脇市議会臨時会）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和8年

- | | |
|-------|---|
| 1月26日 | ・ 議員協議会
・ 第112回西脇市議会臨時会
・ 予算常任委員会
・ 課題懇談会（文教民生常任委員会） |
| 27日 | ・ 議員研修会（ファシリテーション） |
| 28日 | ・ 伊丹市議会行政視察のため来訪 |
| 29日 | ・ （県・市町合同）JRローカル線の維持に向けた国への要望活動（東京都）に議長、局長出席 |
| 30日 | ・ 北播政経懇話会に議長出席 |
| 2月1日 | ・ 西脇少年剣道大会に議長出席 |
| 4日 | ・ 文教民生常任委員会 |
| 5日 | ・ 総務産業常任委員会
・ 島根県美郷町議会行政視察のため来訪 |
| 9日 | ・ 議員協議会 |
| 10日 | ・ 兵庫県市議会議長会総会（神戸市垂水区）に正副議長、局長出席 |
| 13日 | ・ 岐阜県土岐市議会行政視察のため来訪 |
| 14日 | ・ 西脇多可新人高校駅伝競走大会懇親会に議長出席 |
| 15日 | ・ 西脇多可新人高校駅伝競走大会に正副議長ほか議員多数出席 |
| 17日 | ・ 議会運営委員会 |
| 18日 | ・ 議会だよりモニター連絡会議 |
| 20日 | ・ 西脇シニアカレッジ修了式に議長出席 |

受理した陳情書一覧表

西脇市議会において、第 112回西脇市議会臨時会以降受理した陳情書は、次のとおりです。

受理番号	受理月日	件名	提出者(代表者)	所管委員会
陳情号外	R 8. 1. 29	東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	パワハラから職員を守る兵庫県民の会	—

委員会提出議案第1号

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和8年2月24日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 林 晴 信

(理由)

西脇市部設置条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例

西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第 187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名 称	定 数	所管事項	名 称	定 数	所管事項
総務産業常任委員会	8人	市長公室、 <u>まちづくり部</u> 、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項	総務産業常任委員会	8人	市長公室、 <u>都市経営部</u> 、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項
文教民生常任委員会	8人	(略)	文教民生常任委員会	8人	(略)
予算常任委員会	15人	(略)	予算常任委員会	15人	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。